

⑪ 事故の届出(法第50条の33第1項)

下記の量を超える麻薬向精神薬原料の盗難、所在不明等の事故が生じた場合には速やかに麻薬取締部に地方厚生(支)局長宛の麻薬向精神薬原料事故届を提出して下さい。

また、下記に量の規定が無い麻薬向精神薬原料について盗難、所在不明等の事故が生じた場合には量に関わらず、麻薬向精神薬原料事故届を提出して下さい。

届出は別記第40号様式で行って下さい。

- ・ N-アセチルアントラニル酸として40kg を含有する量
- ・ アセトン150kg を含有する量
- ・ アントラニル酸として30kg を含有する量
- ・ イソサフロール4kg を含有する量
- ・ エチルエーテル140kg を含有する量
- ・ エルゴタミンとして20g を含有する量
- ・ エルゴメリンとして10g を含有する量
- ・ 塩化水素20kg を含有する量
- ・ 過マンガン酸カリウム55kg を含有する量
- ・ サフロール4kg を含有する量
- ・ トルエン170kg を含有する量
- ・ ピペリジンとして500g を含有する量
- ・ ピペロナル4kg を含有する量
- ・ メチルエチルケトン160kg を含有する量
- ・ 3, 4-メチレンジオキシフェニル-2-プロパノン4kg を含有する量
- ・ 無水酢酸210kg を含有する量
- ・ リゼルギン酸として10g を含有する量
- ・ 硫酸20kg を含有する量

⑫ 疑わしい取引届(法第50条の33第2項)

取り扱う麻薬向精神薬原料が麻薬等の不正な製造に関連すると思料される場合は速やかに麻薬取締部に地方厚生(支)局長宛の麻薬向精神薬原料の疑わしい取引届を提出して下さい。

届出は別記第41号様式で行って下さい。

例)

- ・ 注文者の氏名若しくは住所(法人にあつては、その名称若しくは所在地)又は事業内容が虚偽であると思料される場合
- ・ 注文者の入手目的が、当該注文者の事業内容と一致しないと思料される場合
- ・ 支払方法又は運搬方法等が通常取引慣行に反すると思料される場合
- ・ その他麻薬等原料営業者が、その取り扱う麻薬向精神薬原料の輸入、輸出、製造、小分け又は譲渡しが、麻薬又は向精神薬の製造に関連すると思料する合理的な理由がある場合

麻薬向精神薬原料事故届

業 務 届 年 月 日			
営 業 者 の 種 類			
麻薬等原料営業所	所在地		
	名 称		
事 故 が 生 じ た 麻 薬 向 精 神 薬 原 料		品 名	数 量
事故発生時の状況 (事故発生年月日 場所、事故の種類)			
<p style="text-align: center;">上記のとおり、事故が発生しましたので届け出ます。</p> <p style="text-align: center;">令和 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">住 所</p> <p style="text-align: center;">氏 名</p> <p style="text-align: center;">厚生(支)局長 殿</p>			

麻薬向精神薬原料の疑わしい取引届

業 務 届 年 月 日		
営 業 者 の 種 類		
麻薬等原料営業所	所 在 地	
	名 称	
注 文 が あ っ た 麻 薬 向 精 神 薬 原 料	品 名	数 量
注 文 者 の 氏 名 又 は 住 所 等 注 文 者 を 特 定 す る 事 項		
注 文 の あ っ た 年 月 日		
麻薬又は向精神薬の不正な製造に関連する疑いがあると認められる理由		
<p style="text-align: center;">上記のとおり、疑わしい取引を届け出ます。</p> <p style="text-align: center;">令和 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">住 所</p> <p style="text-align: center;">氏 名</p> <p style="text-align: center;">厚生(支)局長 殿</p>		